

二次募集

市と一緒にまちづくりをしませんか
令和6年度

丸亀市 提案型協働事業募集要項

地域の身近な課題や社会課題に対し、市民活動団体等の皆さんの専門性やネットワークを活かし、市と協働することによって、効果的に解決を目指す取り組みです。

世代を超えたコミュニケーションの場を作りたい！

地域で支えあう仕組みを作りたい！



循環型社会の構築のため、ごみの減量化と堆肥化を推進したい。

スポーツを通じた健康づくりをしたい！

提案される場合は、必ず事前協議が必要です。

お早目にご連絡ください。

事前協議期間 令和6年6月28日(金)まで

募集期間 令和6年7月1日(月)～令和6年7月10日(水)

丸亀市 地域づくり課

TEL 0877-24-8853

目 次

1	提案型協働事業とは	1
2	提案事業の要件（事業の種類）	2
3	対象となる団体（応募資格）	4
4	事業の流れ	5
5	委託期間	6
6	委託料	6
7	対象経費	7
8	応募方法	8
9	選考（審査）	9
10	情報公開	10
11	報告等	10
12	事業の継続	10
13	その他	10
14	Q&A	11
15	第二次総合計画の体系図	14
16	過去の採択事業	16
17	記入例	17



1 提案型協働事業とは

私たちの身の周りにある、福祉や環境、防犯など様々な**地域の課題や社会課題**に対し、**市民活動団体や事業所、大学など、皆さまの豊富な経験や知識などを活かし、市と協働して効果的に解決していくための制度です。**

皆さまからの事業提案を受けて、市と目的を共有した上で事業内容を協議します。それぞれの主体の特性を活かし、市と役割分担して実施することで、各々が単独で事業を実施するよりもその効果を高め、質の高い公共サービスを提供することを目的とします。

※この事業は、団体への補助制度ではありません。



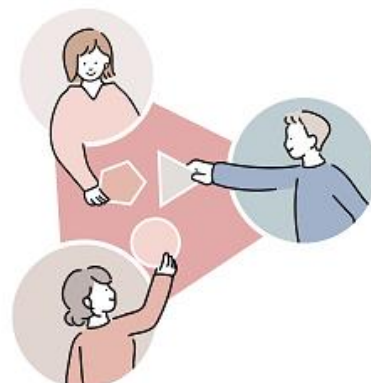
- 事業の提案は、団体側が課題と考えるテーマについて、事業企画を募集する「**団体提案型**」と、市から示された課題テーマに対応する施策を団体側が提案する「**市提案型**」の2種類があります。

●協働とは

立場の違う人たちが、同じ目的や課題に対して、その達成や課題解決のために一緒に考え、役割を決めて協力することです。単独で行うよりも複数で行う方がより大きな成果を得られる場合に「協働」という手法が有効です。

●役割分担とは

市民活動団体等の強みである、当事者性や専門性、フットワークの軽さなどと、市の強みである、広報力や情報管理、ネットワークなど、それぞれがそれぞれの強みを活かした役割を担うことです。



2 提案事業の要件

1) 次のすべてを満たす事業とします。

- ① 丸亀市内で実施される事業
- ② 公益的、社会貢献的な事業で、団体と市が協働で取り組むことにより、地域の課題や社会的な課題の解決につながる事業
- ③ 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- ④ 協働の役割分担が明確で、協働による相互補完で相乗効果が高まる事業
- ⑤ 実施を前提とした事業で、協働事業を提案する団体が実施することが可能である事業
- ⑥ 先進性、先駆性があり、新しい視点からの取り組みである事業
- ⑦ 予算の見積りや事業企画が適正な事業
- ⑧ 継続性が認められる事業
- ⑨ 丸亀市総合計画（P14・15 資料1）の施策に関連する事業であること。

2) 前項の規定にかかわらず、次に該当する事業は対象外とします。

- ① 営利を目的とした事業
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ③ 政治、宗教、選挙活動にかかわる事業
- ④ 施設等の建設や整備を目的とする事業
- ⑤ 飲食を主とする地域住民の交流行事等のイベント事業
- ⑥ 国や地方公共団体及びその他の団体等からの助成等を受ける事業
- ⑦ すでに提案・実施された事業（※前年度採択事業に限り、継続して実施可能）

3) 提案型協働事業の種類

提案していただく事業は、次のいずれかからお選びください。

課題の把握を的確に行うとともに、事業目的を明確に設定し、課題解決が見込まれる事業となるように注意してください。

◆団体提案型

- ・市民生活における課題やニーズに対応する事業を市民活動団体等が提案するもの。
- ・テーマは自由ですが、市の施策に沿った内容となるよう丸亀市総合計画（P14・15）の施策に関連する事業としてください。

◆市提案型

- ・市が抱えている課題で、市民活動団体等の皆さまと協働して進めたいと思っているテーマについて、市民活動団体等が考える具体的な事業を提案するもの。
- 具体的なテーマは、次のページをご覧ください。

令和 6 年度 市提案型 募集テーマ

① 「生ごみの減量化・堆肥化推進事業」

担当課：クリーン課 TEL：0877-58-7453

ダンボールコンポストや生ごみ処理機についての紹介や、堆肥を使用した家庭菜園教室といった体験型講座の実施など、市民の生ごみの減量化及び堆肥化推進の普及啓発に努めることで、ごみ発生量の抑制及び循環型社会の構築に繋げる。

【総合計画における位置づけ】

基本方針：Ⅱ 安心して暮らせるまち

市長方針：④安全で快適な暮らしの基盤をつくる

基本施策：4 廃棄物の適正処理と再資源化

② 「アーバンスポーツパークのマイパーク化事業」

担当課：スポーツ推進課 TEL：0877-24-1392

スケートボードやバスケットボールに関する教室やイベントを開催する中で、利用者間のゆるやかなつながりを創出し、施設への愛着を育てるとともに、誰もが安全に利用できる環境整備を行う。

【総合計画における位置づけ】

基本方針：Ⅴ みんなでつくるまち

市長方針：⑨スポーツの力を生かしたまちをつくる

基本施策：24 スポーツの振興



3 団体の要件

提案団体は、次のすべての条件を満たすものとします。

- ☐ マルタスにて、丸亀市市民活動登録をしていること。（事業所は登録不要）
- ☐ 香川県内に事務所を有し、主たる活動場所が丸亀市内であること。
- ☐ 5人以上で構成されている団体（法人格の有無や営利・非営利は問わない。）であること。
 - ※1 市民活動を実践する団体員で構成する実行委員会についても可とする。
 - ※2 事業者が申請する場合は、その活動が営利を目的としない、公益的なものである場合に限る。
- ☐ 組織の運営に関する規則（会則等）があること。
- ☐ 事業や予算、決算を適正に行っていること。
- ☐ 委託業務を的確に遂行できること。
- ☐ 過去1年以上の公益的な活動の実績があり、活動実績が事業報告、決算、広報、会報等の書類で確認できること。
- ☐ 団体及び代表者に、丸亀市に関する税の滞納がないこと。
- ☐ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- ☐ 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。



4 事業の流れ

応募までに、市の協働の相手である担当課（複数ある場合は、当該各課）と提案内容等について協議が必要です。地域づくり課で日程調整しますのでご連絡ください。

① 募集要項の確認

特に「1 提案型協働事業とは」「2 提案事業の要件」「3 対象となる団体」についてご確認ください。

② 事前協議に向けた内容確認

どのような事業を検討しているのか等を地域づくり課へお知らせください。

担当課との事前協議の日程調整を行います。

事前協議は複数回必要な場合もありますので、早めにご連絡をお願いします。

丸亀市地域づくり課協働担当 市役所 3 階 TEL：0 8 7 7 - 2 4 - 8 8 5 3

③ 担当課と事前協議

※6 月 28 日（金）まで

事業の目的、役割分担、効果の可視化など事業実施にむけた事前協議を行います。

④ 応 募

※7 月 1 日（月）～7 月 10 日（水）まで

事前協議を踏まえ、応募書類を作成の上、地域づくり課へ持参してください。

⑤ 選考会・プレゼンテーション

※7 月中旬（予定）

選考会にて、申請団体及び担当課によるプレゼンテーションを行っていただきます。

⑥ 事業決定・委託契約

選考会の結果を通知し、採択された事業については業務委託契約を締結いたします。

⑦ 事業実施

担当課と協働して事業を実施。

⑧ 事業報告

中間報告：12 月 13 日（金）までに 11 月末時点の状況を報告、

事業完了：完了の日から 10 日以内、もしくは 3 月 19 日（水）のいずれか早い日までに事業報告書を提出。

⑨ 委託料請求・支払

事業完了の確認後の手続きになります。

⑩ 報告会出席

報告会に出席をいただき、取り組みについて発表していただきます。

5 委託期間

委託期間は、令和6年8月1日（木）から令和7年3月19日（水）までの間の、事業に必要な期間とします。

6 委託料

- ① 委託金額 …… 上限は50万円とし、事業に必要と認められる額とします。
- ② 支払時期 …… 原則として履行確認後〈事業完了検査後〉に行います。なお、必要と認めるときは前金払い（分割払い）とし、事業完了後に精算し、残金がある場合は返納してください。

※前金払い（分割払い）を希望する場合は、必ず契約前にお申し出ください。

※経費については、帳簿を備え、支出の内容を証する書類（領収書）は必ず保管してください。

- ③ その他収入 …… 委託料以外の収入として、サービスの受益者から実費を徴する場合は、委託者と受託団体が協議のうえ金額を決定します。
なお、委託料の不足が生じたときは受託団体が負担してください。

7 対象経費

事業の対象となる経費は、本事業に直接必要なものとし、下表のとおりです。

【対象となる経費】

項 目	内 容
人 件 費	事業に係るスタッフへの人件費
報 償 費	外部講師への謝金・ボランティアスタッフへの謝礼金など
旅 費	外部講師に支払う交通費・事業実施スタッフの交通費
消 耗 品 費	事業に必要な文具や用紙、プリンタインクなど
印刷製本費	ポスターやチラシなどの印刷費
通信運搬費	事業に関わる電話代・郵送、宅配便などの運搬用経費
保 険 料	ボランティア保険・行事に伴う保険料など
委託料	デザイン料、警備料、設営費など事業の一部を委託する経費
使用料及び賃借料	会場使用料・駐車場使用料・自動車借上料・機材等のレンタル料など
そ の 他	事業実施に必要と認められるその他の経費

【対象とならない経費】

- ・ 事業に関わりのないスタッフに対する人件費
- ・ 業務委託契約に伴う経費（市との契約書に貼付する印紙代等）
- ・ 事業で使用するパソコンなど、備品の購入費

※備品とは、**税込 1 万円以上で、おおむね 2 年以上、形状を変化することなく継続して使用できるもの**

- ・ 事務所の賃借料など、団体運営に関わる経常的な経費
- ・ 振込手数料
- ・ 領収書等により、その支払いが確認できない経費
- ・ その他、提案された事業に直接関係しない経費

※注意

- ・ 加工したレシート（下部を切り取るなど）等は対象外といたします。
- ・ ポイント還元を受けるものは、ポイント分を差し引いた金額が対象経費となります。
（事業費の支払いに、個人のカードやポイントカードを使用しないでください。）

【参考】外部講師謝金額の目安

1 回あたり 4 時間（半日）

講師種類	謝金基準単価（上限額）
一般有識者	7,000 円
教職員（高校等）	5,000 円
国・県職員等	5,000 円
大学教授・医師等	20,000 円
大学准教授	15,000 円
大学講師	10,000 円
講演等の助手	3,000 円
その他	1,000～50,000 円程度

上記単価は、税込みの金額とする。

8 応募方法

① 提出期限 令和6年7月10日（水）17時必着 提出先：地域づくり課（市庁舎3階）

② 提出書類 **書類（事業後の実績報告書も含む）は、全て応募団体が作成してください。**

- ・協働事業提案書（様式第1号）
- ・協働事業計画書（様式第2号）
- ・協働事業実施スケジュール（様式第3号）
- ・協働事業収支予算書（様式第4号）
- ・団体の概要書（様式第5号）
- ・誓約書（様式第6号）
- ・団体の前年度活動報告書※
- ・団体の前年度収支計算(見込)書
- ・団体の定款、規約、会則等
- ・団体の会員名簿（会員全員の氏名記載のもの）
- ・その他、市が必要と認めるもの

提出書類の様式は、市のホームページでもご覧いただけます。

事業者の場合、「前年度活動報告書」は、通常の営利を目的とした活動ではなく、地域ボランティアなど、前年度の地域貢献活動など、公益的な取組みの状況がわかるもの（様式自由）とします。



9 選考

① 選考方法

書類による審査 及び プレゼンテーションを行い、選考基準に基づき審査します。

※プレゼンテーションには提案団体の構成員 及び 市担当課職員各1名以上が必ず参加してください。ただし、代表者である必要はありません。

② プレゼンテーションの日時及び場所

日時 令和6年7月中旬（予定） ※応募者へ直接お知らせいたします。

場所 丸亀市役所庁舎（予定）

③ 選考基準

項 目	視 点
ニーズ	市民のニーズを的確に捉えた必要性、重要性の高い事業か
先駆性	先駆的であり、地域の社会やシステムのすきまを捉えているか
独創性	団体の専門性や独自性を活かした事業か
発展性	継続的な実施や将来的な発展が期待できる事業か
協働効果	協働で実施することにより相乗効果が得られる事業か
公益性	地域や社会の課題に着目した市民サービスの向上につながる事業か
地域・市民 密着性	市民の参画や地域との連携ができる事業か
手法	事業計画に具体性があり、実現可能な手法か
自立性	行政との役割分担が明確であり、団体が主体的に行える事業か
費用対効果	事業目標と経費のバランスがとれているか

10 情報公開

- ① 事業の「公正性」「透明性」を高めるため、応募の状況（団体名及び提案事業の概要）と審査結果はホームページ上で公開します。
- ② 提出された書類は情報公開の対象とします。
※採択された団体は、積極的な情報の提供に協力してください。

11 報告等

令和6年12月13日（金）までに11月末日時点の状況について中間報告を行ってください。（ただし、事業期間が4か月に満たない場合、中間報告は不要。）

また、事業が完了したときは完了の日から10日以内、もしくは令和7年3月19日（水）のいずれか早い日までに事業報告書を提出してください。事業報告書と一緒にHP掲載用の概要が分かる資料の提出や、後日開催する報告会への出席をお願いいたします。

12 事業の継続

採択された事業は、実施の翌年度に限り再度提案することができます。この場合、翌年度は他の新規提案者と同様に選考することとし、当該年度の募集要項に基づく手続きが必要です。

13 その他

- ① 企画案の提出に必要な費用は、提出者の負担とします。
- ② 提出された書類は返還いたしません。
- ③ 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、市と受託団体との協議により、企画案の一部を修正することがあります。
- ④ 採択された提案事業は「提案型協働事業業務委託契約書」により委託契約を締結します。
- ⑤ 業務全体を再委託により実施することは禁止します。
- ⑥ 実績報告書の提出以外に、地域づくり課が主催する報告会で発表していただきます。

提案型協働事業 Q & A

《団体要件》

Q 1 「香川県内に事務所を有し」となっていますが、市外に事務所があり、主な活動場所が丸亀市の場合は提案できますか？

答え) 令和6年度より、対象を拡大し、県内に事務所(拠点)があり、主な活動場所が丸亀市の場合は提案が可能となりました。

Q 2 会則が現在ありませんが、今から会則をつくっても提案できますか？

答え) 提案するまでに作成し、総会等で承認されていれば提案要件を満たすこととなります。

Q 3 「過去1年以上の活動実績があること」となっていますが、いつから1年とするのですか？

答え) 提案書の提出日を基準とし、そこから遡って1年以上活動を行っている団体が対象となります。

Q 4 いくつかの団体との共同での提案も可能ですか？

答え) 複数の団体での共同提案も可能です。その場合の提出書類については、様式第1号から様式第4号については共通で作成していただき、その他の提出書類については団体ごとに提出していただきます。

Q 5 任意団体の場合、会員名簿等の必須項目はありますか？

答え) 会員全員の氏名を記載した名簿としてください。

Q 6 申請者が事業者の場合、気をつけるべき点はありますか？

- (1) 通常行っている事業への勧誘・販売促進活動等を行っているとの誤解を生じないよう、イベント時の参加者へのチラシ配布等は控えてください。(ただし、企業名を記載したスタッフジャンパーや帽子等の着用までを制限するものではありません。)
- (2) 事務所の賃借料や光熱水費等、経常的な経費は対象外です。
- (3) 本店・支店を問わず、香川県内に事務所を有していれば、団体の要件「香川県内に事務所を有し…」は満たすものとします。

《事業要件》

Q7 調査事業は対象となりますか？

答え)対象となります。ただし、調査を行った後、その結果を踏まえて公表等を行うイベントを含む事業としてください。

Q8 市がこれまでに取り組んでいる事業を提案することはできますか？

答え)市が既に実施している事業であっても、その内容を充実させた提案であれば対象となります。

Q9 現在市で実施していなくとも、市民の視点から必要と考える事業は対象となりますか？

答え)市の担当課との協議を経たものであれば、対象となります。

Q10 一つの提案で複数の事業を実施することは可能ですか？

答え)複数の事業が一つの課題を解決するための手段となっている等、関連性が高いとみなせれば可能ですが、実施体制が伴っている必要があります。複数の事業の関連性や実施体制が明らかとなるように記入してください。

Q11 飲食を主とする地域住民の交流行事等のイベント事業はなぜ対象外なのですか？

答え)イベント事業すべてが対象外ではなく、事業の目的達成のために必要なものであって、地域の課題解決や市民ニーズに沿った公共サービスの提供につながるものであれば対象となります。単に飲食をするだけの行事など、公益性がないと考えられるものについては対象外としています。

Q12 事業内容について、実施中途での変更は可能ですか？

答え)実施団体と事業担当課との協議の上、変更となる場合もあります。

Q13 国や地方公共団体その他の団体から助成を受ける事業は対象外とのことですが、この事業が一連の事業の一部として位置づけられている場合であって、本事業以外の事業に助成金を充てる場合も対象外となるのですか？

答え)その他事業の経費・収入等の区分が明確かつ、協働事業として実施する事業に他の助成金が投入されていない場合は、対象事業として差し支えありません。
※ただし、市と行う協働事業への助成金の充当は認められません。

《事前協議》

Q14 市民活動団体と市の担当課とが協議をする際に、仲介役が必要ではないでしょうか？

Q15 市担当課との内容協議の必要がありますが、どの課との協議になるか分からない場合はどこに相談に行けばよいのですか？

答え)地域づくり課が窓口となります。どのような事業を行おうと思っているのかをまず教えていただき、それに基づき地域づくり課が協議する場を設定します。

《経 費》

Q16 受益者からの実費徴収はどのようなものがありますか？

答え) イベント等の参加者自身の保険料、弁当等の食事代、参加者自身のみが使用し、持ち帰る工作キットなどが実費徴収の対象になります。

Q17 備品の購入が認められないのはなぜですか？

答え) 備品とは、その品質や形状を変えないで比較的長期間使用できる物品のことです。この事業期間は1年未満であり、その期間を超えて利用できる備品については必要性が認められないため、委託料の対象としていないものです。提案団体が自己資金により備品を購入し、活用することを妨げているものではありません。

Q18 団体スタッフの人件費は予算計上することができますか？

答え) 団体スタッフ(構成員)の人件費は、予算に計上できます。ただし、契約後の事業実施にかかるものに限りです。

また、専門的知識を提供する者(団体構成員が講演を行う場合等)に対する謝金も対象とします。

なお、団体において単価基準等を定めておくとともに、社会通念上適正な金額とする必要があります。

Q19 部分的な再委託は可能ですか？

答え) 印刷物を業者に委託するなど業務の部分的な再委託については可能です。ただし、団体の提案及び団体の特性を見込んで事業委託するものであり、提案した団体が事業を実施することを前提としていますので、業務全体を再委託することは禁止します。

Q20 振込手数料は、なぜ対象外経費となるのですか？

答え) 振込みのために必要な手数料は提案者が物品購入の対価支払時などに負担するものであり、事業に直接必要となる経費とはみなせないことから、市の契約書に貼付する印紙代と同様に対象外経費としています。

《その他》

Q21 一団体に複数提案してよいですか？

答え) 原則、一団体一提案となります。

Q22 事業が採択された場合、関係課には、どのように関わっていただけるのでしょうか？

答え) 提案団体と市との協働事業ですので、まず役割分担と実施内容を話し合った上で、担当課と協働して進めていくことになります。

第二次総合計画 後期基本計画の体系図

資料 1

将来像	基本方針	市長方針	No.	基本施策	No.	重点プロジェクト
豊かで暮らしやすいまち丸亀	Ⅰ 心豊かな子どもが育つまち	① 環境を大切にするまち全体で子どもを育てる	1	子どもの教育の充実	1	コミュニティ・スクールの推進 ☆
					2	G I G A スクール構想の推進 ☆
					3	教職員の働き方改革の推進
					4	学校施設の環境整備 ☆
					5	学校給食による食育の充実
					42	小児生活習慣病予防対策の推進 【再掲】
					58	地域学校協働活動の推進 【再掲】
					63	インターネットによる人権侵害対策 【再掲】
			2	子育て支援の充実	6	待機児童の解消
					7	子育て世帯の負担軽減
					8	放課後児童対策の充実
					9	まる育サポートの充実
					10	発達障がい児支援の充実
					11	D V 及び児童虐待防止の推進
					12	子どもの貧困対策の推進
	Ⅱ 安心して暮らせるまち	② 笑顔あふれるまちをつくる ③ 身近な公園や緑地を大切にする ④ 多様な生活文化をつくる ⑤ 安全で快適な暮らしの基盤づくり			3	環境に配慮した社会づくり
			4	廃棄物の適正処理と再資源化	14	ごみ分別収集の推進 ☆
					15	公園の整備
			6	土地利用と住環境の充実	16	大手町地区 4 街区の再編
					17	中心市街地の活性化 ☆
					18	空家対策の強化
					19	地籍調査の推進 ☆
			7	公共交通の充実と離島振興	20	スマートモビリティの推進 ☆
					21	日本遺産等による交流人口増加と移住促進
			8	道路環境の整備	22	主要幹線道路の整備
					23	道路舗装単独修繕計画の推進
			9	生活排水処理施設の整備	24	生活排水処理施設の整備促進 ☆
			10	災害に強い都市基盤の整備	25	民間における耐震対策の推進 ☆
					26	浸水被害対策の推進
			11	危機管理体制の強化	27	自主防災組織の体制強化
			12	消防・救急体制の充実	28	消防力の強化 ☆
			13	交通安全・生活安全の充実	29	高齢者交通安全対策の推進
			Ⅲ 活力みなぎるまち	⑤ 元気なまちをつくる ⑥ 魅力がまちの企業・世代が	14	農林水産業の振興
	31	後継者の育成と確保				
	32	6 次産業化の推進				
	36	地域産品の販路拡大支援 【再掲】				
	15	商工業の振興			33	産業教育の充実
					34	インターンシップの充実
					35	企業立地の促進
					36	地域産品の販路拡大支援
					37	地場・伝統産業の振興
					38	創業・第二創業等の支援
	16	観光・交流の促進	39	丸亀版 DMO の推進		

将来像	基本方針	市長方針	No.	基本施策	No.	重点プロジェクト
豊かで暮らしやすいまち丸亀	Ⅳ 健康に暮らせるまち	⑦ 人を敬い誰もが 幸せに暮らせる まちをつくる	17	地域保健・医療の充実	40	感染症対策の推進 ☆
					41	糖尿病等予防対策の推進
					42	小児生活習慣病予防対策の推進
					43	食育による健康増進の実現
			18	高齢者福祉の充実	44	医療・介護連携の推進
					45	在宅老人福祉サービスの充実
					46	生活支援体制整備事業の推進
					47	一般介護予防事業の充実
			19	障がい者福祉の充実	48	障がい者の自立支援 ☆
					49	地域と連携した支援の充実 ☆
					50	障がい児への相談機能の強化 ☆
			20	暮らしを支える福祉の充実	51	地域で支え合う環境の充実 ☆
	Ⅴ みんなでつくるまち	⑧ 文化芸術や生涯学習の活動を支える基盤をつくる ⑨ スポーツの力を生かしたまちをつくる ⑩ 広域連携等により持続可能な行財政運営を推進する	21	歴史的資源の保存と活用	52	丸亀城の石垣整備
					53	文化財の保存・活用 ☆
			22	文化芸術の振興	54	文化施設を拠点とした文化芸術の振興 ☆
					55	多様な主体と連携した文化芸術の振興 ☆
					56	瀬戸内国際芸術祭との連携
					57	新市民会館の整備
			23	生涯学習活動の推進	58	地域学校協働活動の推進
					59	生涯学習機会の充実 ☆
					1	コミュニティ・スクールの推進【再掲】
			24	スポーツの振興	60	スポーツを通じた健康づくりの推進
					61	スポーツを通じたにぎわいづくりの推進
					62	体育施設等の環境整備
			25	人権尊重社会の実現	63	インターネットによる人権侵害対策
					64	障がいを理由とする偏見や差別への対策 ☆
					65	性的少数者の人権対策
					66	部落差別解消の推進
			26	男女共同参画社会の実現	67	ワーク・ライフ・バランスの推進
					68	女性活躍の推進
					69	D Vなどの根絶
			27	情報発信と地域情報化	70	多様な情報発信の充実
					71	地域情報化の推進 ☆
			28	市民参画と協働の推進	72	自治基本条例の推進 ☆
					73	市民交流活動センター（マルタス）の活用
					74	主権者教育の推進 ☆
			29	地域コミュニティの活性化	75	コミュニティ活動の活性化と自治会加入促進
			30	財政運営の効率化	76	基金の効果的活用と残高確保
					77	持続可能な財政運営の推進 ☆
					78	ふるさと納税の推進 ☆
					79	ポートレース事業経営基盤の強化
			31	行政運営の最適化と 広域連携の推進	80	S D G s の推進 ☆
					81	行政改革の推進
					82	定住自立圏構想等の推進
					83	デジタル人材の育成・確保 ☆
					84	自治体D X の推進 ☆

提案型協働事業 実績一覧(令和元年以降)

年度	区分	事業名称と【実施団体】	事業概要
R1	団体 提案型	小型タクシー運行 【特定非営利活動法人石の里広島】	広島町内の住民の交通手段のさらなる確保のため、地域住民の県内移動および丸亀市内へ移動するための航路への接続による利便性の向上をはかる。
R1	団体 提案型	綾歌三山を守り、育て、活性化する事業 【綾歌三山愛好会】	綾歌森林公園を中心とした綾歌三山(城山、猫山、大高見峰)を綾歌三山公園と見立て、様々なイベントを企画することで、より多くの方々が綾歌三山に訪れる機会を創出し、様々な体験を通じて、その魅力を知ってもらい、今後の保全及び育成と活性化に繋げる。
R2 一次	団体 提案型	小型タクシー運行 【特定非営利活動法人石の里広島】	広島町コミュニティバスの運行していない時間帯で、丸亀市へ渡航する方、また帰島する方に、予約制で小型デマンドタクシーを運行し、利便性を図る。日本遺産石の島に認定された、広島町の名所・旧跡を土・日・祝日に限定し予約制で運行し、ご案内する。
R2 二次	団体 提案型	「慢性疾患を抱える子どもと家族をささえる本」の作成・配布事業 【特定非営利活動法人未来ISSEY】	丸亀市担当部署が核となり、病弱児支援団体NPO 法人未来ISSEYと香川県中讃保健福祉事務所と共に連携。小慢支援事業についての冊子を作成・配布。この中には希望者が任意で利用できる自宅訪問相談チケットを挟み、連絡があれば必要な支援が早急に届くよう手配する。
R3	団体 提案型	丸亀城ボードゲーム制作事業 【さぬきファミリーゲーム倶楽部】	「丸亀城を舞台にしたボードゲーム」製品化。全国初の地元の観光素材を活用したボードゲームとして、丸亀城だけではなく丸亀市そのものをPRする新たなツールとして配布する。また市内小中学校へ寄贈し、丸亀の愛着を高めるとともに観光教育の推進を図ること、石垣復興プロジェクトとの連動を目標とする。
R3	団体 提案型	本島町笠島・空き家活用プロジェクト 【香川歴史的建造物保存活用会議】	居住や滞在など活用の視点から地域や空き家建物を紹介し、香川県内を中心に広く参加者を募る。空き家見学会を開催し、居住等の実現を試みると共に、居住等に関心ある人たちの傾向や課題を把握し、空き家活用の検討ほか今後の展開につなげる。
R4	団体 提案型	「スマホを使ったバーチャル四国八十八ヵ所巡礼の旅」スタート in 丸亀城!! ～生活習慣病予防を涵養するための講演&ウィークラリー～ 【特定非営利活動法人スポーツクラブ飯山】	生活習慣病を理解して、日々の生活 Re スタイルすることは、生活習慣病の予防やその改善に大きく役立つ。この事業は参加者が講演&ウォークラリーを通じて生活習慣病を理解するとともに、今事業でオリジナル開発したスマホアプリを使用して、持続可能なウォーキングを目指すことにより、生活習慣病予防やその改善に寄与する。
R4	団体 提案型	学童の時間を生きた学びに～犬と一緒に「適正飼養」「動物愛護」「他者尊重」を学ぶ 【特定非営利活動法人 UK ドッグセラピー協会】	複数の放課後留守家庭児童会(青い鳥教室)とNPO 法人事務所をオンラインでつなぎ、犬と共に「適正飼養」「動物理解」「他者尊重」を学ぶ。実際の犬や記録動画を通じて感じる体験や、飼い主との姿や交流を通して、他者を理解し尊重する姿勢を学ぶ。
R5	団体 提案型	商店街から発信 丸亀城下町 新聞バッグ普及プロジェクト 【まるがめ世話やき隊】	新聞バッグの普及活動を実施し、レジ袋削減を目指す。市内で新聞バッグを作成するワークショップを開催するとともに、商店街に新聞バッグを配布し、買い物バッグとして使用していただく。また、市民参加型の新聞バッグ展示イベントを実施する。